



2023年8月29日

各 位

会 社 名	株式会社ダイフク		
代表者名	代表取締役社長	下代	博
	(コード：6383 東証プライム)		
問合せ先	常務執行役員 CFO	日比	徹也
電話番号	06-6472-1261 (代)		

## 2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び 2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2023年8月29日開催の取締役会において、2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「2028年満期新株予約権付社債」という。）及び2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「2030年満期新株予約権付社債」といい、2028年満期新株予約権付社債と併せて「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社グループは、「モノを動かし、心を動かす。」を経営理念に掲げ、これまで長年培ってきた「保管」、「搬送」、「仕分け・ピッキング」、すなわち「モノを動かす技術」（マテリアルハンドリング）でお客さまへの提供価値を変革し、健全で心豊かに生きられる社会の実現を目指しております。

当社グループは2022年3月期から2024年3月期までの3カ年中期経営計画「Value Transformation 2023」を策定・推進しております。ニューノーマル（新常态）、グローバルでの自動化ニーズの拡大と多様化といった当社グループを取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、DX<sup>2</sup>（DX スクエア）＝Digital Transformation × Daifuku Transformation を掲げ、DX（Digital Transformation）の推進だけでなく、事業領域、収益性、経営基盤、ブランドをテーマに当社グループ自身の変革（Daifuku Transformation）を図り、お客さまや社会の課題解決を通じて、持続可能な社会への貢献と企業価値の向上を目指しております。

2022年3月期の当社グループの業績は、国内における一般製造業・流通業向けシステム（イントラロジスティクス事業）やアジアにおける半導体・液晶生産ライン向けシステム（クリーンルーム事業）、が大きく伸長し、受注高、売上高ともに過去最高となりました。また、2022年3月期からスタートした3カ年中期経営計画「Value Transformation 2023」において、半導体生産ライン向けの設備投資需要が計画策定時の想定をはるかに超えるものとなっており、今後も高水準で推移することが見込まれるため、2022年5月に2024年3月期（最終年度）の経営目標のうち、連結売上高目標を5,400億円から6,000

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

億円に上方修正しております。更に、2023年3月期は物流・半導体関連で高水準の投資が継続したことに加え、EV車へのシフトの加速や空港利用の回復に伴う需要が顕在化し、受注高、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも過去最高となりました。堅調な受注高を背景に、受注残高も引き続き高水準で推移しています。

当社グループを取り巻く事業環境は、「eコマースの拡大」、「デジタル化の進展」、「EV車へのシフト」、「空港のスマート化」をはじめとする大きな変化が見込まれ、人手不足という社会問題を背景に、当社グループが提供する「スマート・ロジスティクス」への期待はますます高まっていくことが想定されます。今後、当社グループはこのような事業環境が継続することを見込んでおり、旺盛な需要に対応可能なグローバル生産体制の強化が不可欠と考えております。当社グループは生産能力の増強、生産の現地化に優先して取り組み、業績拡大、利益率向上に注力してまいります。また、当社グループ全体の更なる収益性向上と成長を図るため、一般製造業・流通業向けシステムに用いられている生産改革手法の他事業への展開、海外現地法人の構造改革、DX推進による情報システムや業務改革に取り組んでまいります。

今後、当社グループがグローバルでの自動化ニーズの拡大と多様化に対応するためには、前述のとおり、中長期的な観点での業績拡大を見据えた生産能力の増強、生産の現地化が不可欠であり、具体的には、国内外での生産設備の改修及び増強等の設備投資が急務と考えております。また同時に、資本効率についても、現状の水準に留まらず、更に高い水準を目指してまいります。これらを実現する戦略的な資金調達的手段として、市場環境、資金調達コスト、既存株主の皆様への影響等の諸般の事情を勘案の上、自己株式の取得と同時に、新株予約権付社債を発行することを決議いたしました。

#### 【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金約600億円の使途は以下を予定しております。

- ① 滋賀事業所における一般製造業・流通業向けシステム（イントラロジスティクス事業）及び半導体・液晶生産ライン向けシステム（クリーンルーム事業）等を中心とした工場生産設備の維持更新や増強のための設備投資資金として2028年3月末までに約330億円
- ② 海外子会社への投融資を通じた、米国、インドの工場の一般製造業・流通業向けシステム（イントラロジスティクス事業）における工場生産設備の増強のための設備投資資金として2025年3月末までに約70億円
- ③ 資本効率の改善及び株式数削減を通じた1株当たり株式価値の向上を図るとともに、新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和し、資金調達を円滑に実施するための自己株式取得資金として2023年12月末までに約200億円

なお、手取金総額から上記①乃至③の合計額を差し引いて残額が生じた場合には、2028年3月末までに上記①及び②の資金使途に充当する予定です。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

【本スキーム（新株予約権付社債発行及び自己株式取得）の狙い】

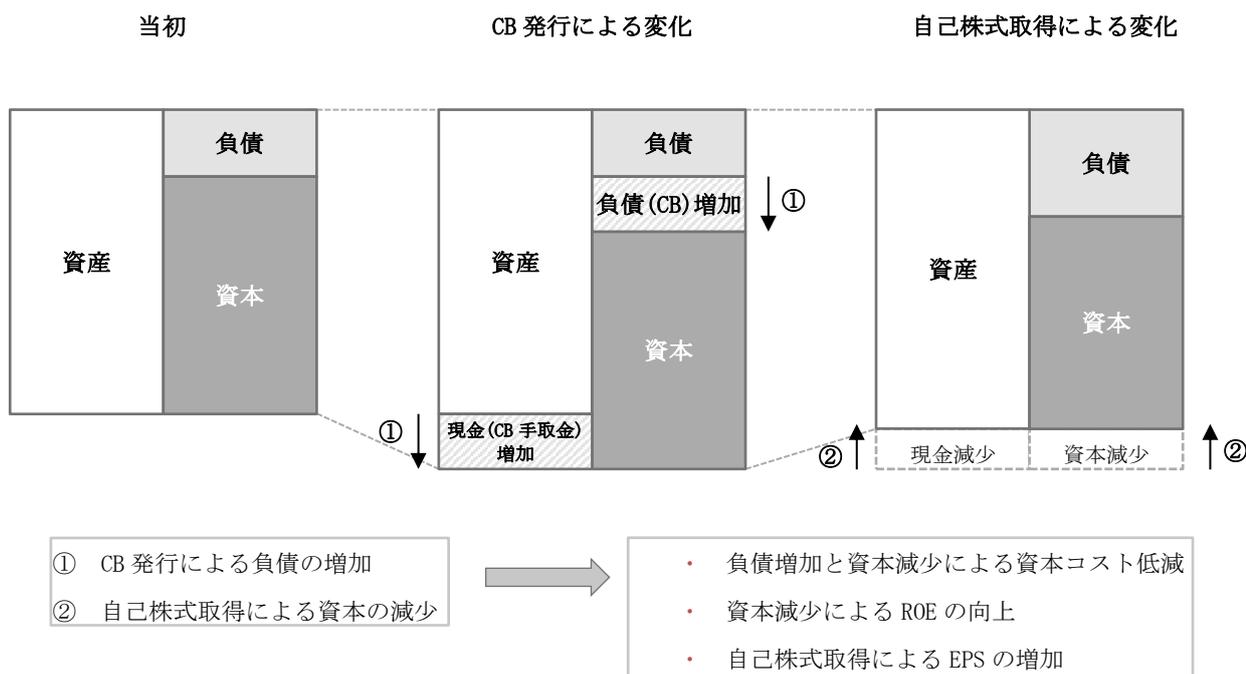
当社は上記資金を確保するうえで、以下の特徴を有する本新株予約権付社債の発行が最も適した手法であるものと判断しております。

- ① 本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポン、かつ払込金額が社債額面以上で発行されるため、キャッシュ・ベースでの金利コストが生じず、資金調達コストの最小化を図った調達であること
- ② 当社の高い信用力を背景に、現在の当社株価と比べて高い水準の転換価額での発行が期待されること
- ③ 本新株予約権付社債は、時価を上回る転換価額の設定に加え、転換制限条項を付与しており、普通株式への転換可能性を極力抑制した既存株主の皆様にも配慮した負債性の高い設計であること
- ④ 本新株予約権付社債の発行手取金を原資とした自己株式の取得により、株主資本利益率（ROE）や1株当たり当期純利益（EPS）等の資本効率の更なる改善が見込まれることに加え、本新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和し、資金調達を円滑に実行することが可能であること

なお、本日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」及び「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」において記載のとおり、当社は、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を200億円とする自己株式取得枠の設定を決議し、併せて当社は、取得する株式の総額を上記取得枠と同額とする事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式取得を、2023年8月30日に行うことを決定しました。当該自己株式取得は本新株予約権付社債の払込期日以前に実施する予定であり、本新株予約権付社債の発行による手取金の一部を、当該自己株式取得のために用いる予定である手元資金や借入金の返済に充当する予定です。当該自己株式取得により取得した株数が取得予定株数に満たない場合には、同日以降についても市場環境や諸規則等を考慮したうえで、自己株式の取得を継続していく予定です。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

【本スキームのイメージ図】（自己株式取得と本新株予約権付社債の発行の同時実施による変化）



【転換制限条項について】

株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、投資家が新株予約権を行使できない条項をいいます。①2028年満期新株予約権付社債については、原則として、(i)2027年9月30日までに終了する各暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額の150%を超えた場合、又は(ii)2027年10月1日以降に開始する各暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、②2030年満期新株予約権付社債については、原則として、(i)2029年9月30日までに終了する各暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額の150%を超えた場合、又は(ii)2029年10月1日以降に開始する各暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、投資家は翌暦年四半期において新株予約権を行使することができます。但し、2028年満期新株予約権付社債については2028年6月15日以降2028年8月31日まで、2030年満期新株予約権付社債については2030年6月14日以降2030年8月30日まで、いつでも新株予約権の行使が可能となります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

## I. 2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

### 1. 社債の名称

株式会社ダイフク 2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下I.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

### 2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の102.0%（各本社債の額面金額10,000,000円）

### 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

### 4. 社債の払込期日及び発行日

2023年9月14日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

### 5. 募集に関する事項

#### (1) 募集方法

Nomura International plc をアクティブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社、Mizuho International plc をパッシブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付の申込みは条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。

#### (2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の104.5%

### 6. 新株予約権に関する事項

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

#### (2) 発行する新株予約権の総数

3,000個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を10,000,000円で除した個数の合計数

#### (3) 新株予約権の割当日

2023年9月14日

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資さ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

れた本社債は、直ちに消却されるものとする。

- (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2023年9月28日から2028年8月31日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。

但し、(i) 下記7.(4)(イ)乃至(ホ)記載の繰上償還の場合には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、下記7.(4)(ロ)記載の繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(ii) 下記7.(5)記載の買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、また(iii) 下記7.(6)記載の債務不履行等による強制償還の場合には、期限

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

の利益喪失時までとする。

但し、上記いずれの場合も、2028年8月31日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社が組織再編等（下記7.(4)(ハ)に定義する。以下同じ。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「株式取得日」という。）（又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、基準日（以下に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に従い株主を確定するために定めたその他の日（以下、基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における3営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における4営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使できる期間を、当該変更を反映するために修正することができる。

「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株式の所持人に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。但し、当社が当該基準日を設けておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。

#### (7) その他の新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ) 2028年6月14日（同日を含む。）までは、本新株予約権付社債権者は、(i)2027年9月30日までに終了する各暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額の150%を超えた場合、又は(ii)2027年10月1日以降に開始する各暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌暦年四半期の初日（但し、上記(i)の場合、2023年7月1日に開始する暦年四半期に関しては2023年9月28日とする。）から末日（但し、上記(ii)の場合、2028年4月1日に開始する暦年四半期に関しては2028年6月14日とする。）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①、②及び③の期間並びにパリティ事由（以下に定義する。）が生じた場合における下記④の期間は適用されない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

①(a)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継機関（以下「R&I」と総称する。）から当社に付与された長期発行体格付が BBB（若しくは信用格付の区分が変更された場合はそれと同一等級の格付）以下である場合、(b)R&I から当社に長期発行体格付が付与されなくなった場合、又は(c)R&I から当社に付与された長期発行体格付が停止若しくは撤回された場合の各期間

②当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

③当社が組織再編等を行うにあたり、上記（6）記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

④当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日（同日を含む。）から起算して東京における 15 連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のルクセンブルク及び東京における 3 営業日後の日から起算して東京における 5 連続営業日のいずれの日においても、(i)ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報 (BVAL) 若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人（以下に定義する。）が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクローリング・パリティ価値（以下に定義する。）の 98%を下回っているか、(ii)上記(i)記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値がクローリング・パリティ価値の 97%を下回っているか、又は(iii)上記(i)記載の価格若しくは上記(ii)記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいう。

「クローリング・パリティ価値」とは、(i)1,000 万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、(ii)当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。

「計算代理人」とは、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. をいう。

(8)当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ)組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。

また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して下記7.(4)(ハ)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記(イ)記載の承継及び交付の実行日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引受又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

300億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額

(2) 社債の利率

本社債に利息は付さない。但し、下記7.(6)に従い遅延利息が支払われることがある。

(3) 満期償還

2028年9月14日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は撤回することができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づく繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合は、以後本(イ)に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

#### (ロ) 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し当社が本新株予約権付社債の要項に定める特約に基づく追加額の支払義務を負い、かつ、当社が利用できる合理的な手段によってもかかる追加額の支払義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%で繰上償還することができる。但し、当該時点で本社債に関する支払期日が到来したと仮定した場合において、当社が当該追加額の支払をしなければならないこととなる最初の日に先立つ 90 日前の日より前にかかる通知を行うことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債の所持人は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債の所持人の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づく繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合は、以後本(ロ)に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

#### (ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が発生したが、(a)上記 6.(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、東京における 14 営業日以上前に事前通知した上で（かかる通知は、当該組織再編等が発生した日以降実務上可及的速やかに行うものとする。）、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還することができる。

上記償還に適用される償還金額は、上記 6.(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 200%とする（但し、償還日が 2028 年 9 月 1 日から同年 9 月 13 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記 6.(4)(ロ)記載の転換価額の

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- (i) 当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）
- (ii) 資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）
- (iii) 会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）
- (iv) 株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）
- (v) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるもの

## (二) 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii) 当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が上場を維持するよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 200%とする。但し、償還日が 2028 年 9 月 1 日から同年 9 月 13 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由（下記(ホ)に定義する。）が生じる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(二)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(二)記載の償還義務及び上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

#### (ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、かかる当社普通株式の取得日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該株式の取得日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする。但し、償還日が2028年9月1日から同年9月13日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

#### (5) 買入消却

当社は、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。なお、当社の子会社は、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に引渡すことができる。

#### (6) 債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する支払遅延、契約違反、当社又はその主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。以下同じ。)についての元本10億円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行、倒産手続の開始、倒産若しくは解散の命令、解散の決議、実質的な全資産の譲渡、支払停止、事業の停止(但し、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除く。)又は重要な財産に対する執行が生じた場合、本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより下記(9)記載の財務代理人に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、当該本社債につき期限の利益を失い、その額面金額に下記の遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

遅延利息は、債務不履行の日の午前11時現在の3ヶ月預金金利(本新株予約権付社債の要項に定義される。)と等しい年率を額面金額に乗じた額をいう。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債の券面は、本新株予約権付社債を表章する記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A.

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A.

(11) 社債の担保又は保証

本社債は担保又は保証を付さないで発行される。

8. 特約

(1) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国又はその他の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加額を支払う。

(2) 担保提供制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社は、外債（以下に定義する。）について、(a)外債に関する支払、(b)外債の保証に基づく支払、又は(c)外債に関する補償その他これに類する他の債務に基づく支払を担保することを目的として、外債の所持人の利益のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存在させないものとする。但し、(i)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を本新株予約権付社債にも同時に付す場合、又は(ii)本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券の形式の、又はそれらによって表章され、若しくは証される現在又は将来の債務のうち、①外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ②日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

9. 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

10. 上場取引所

該当事項なし。

11. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

## II. 2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

### 1. 社債の名称

株式会社ダイフク 2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下II.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

### 2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の102.0%（各本社債の額面金額10,000,000円）

### 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

### 4. 社債の払込期日及び発行日

2023年9月14日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

### 5. 募集に関する事項

#### (1) 募集方法

Nomura International plc をアクティブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社、Mizuho International plc をパッシブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付の申込みは条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。

#### (2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の104.5%

### 6. 新株予約権に関する事項

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

#### (2) 発行する新株予約権の総数

3,000個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を10,000,000円で除した個数の合計数

#### (3) 新株予約権の割当日

2023年9月14日

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2023年9月28日から2030年8月30日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。

但し、(i) 下記7.(4)(イ)乃至(ホ)記載の繰上償還の場合には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、下記7.(4)(ロ)記載の繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(ii) 下記7.(5)記載の買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、また(iii) 下記7.(6)記載の債務不履行等による強制償還の場合には、期限の利益喪失時までとする。

但し、上記いずれの場合も、2030年8月30日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

時間) より後に本新株予約権を行使することはできない。

また、当社が組織再編等(下記7.(4)(ハ)に定義する。以下同じ。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(以下「株式取得日」という。)(又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日)が、基準日(以下に定義する。)又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第151条第1項に従い株主を確定するために定めたその他の日(以下、基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における3営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における4営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使できる期間を、当該変更を反映するために修正することができる。

「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株式の所持人に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。但し、当社が当該基準日を設けておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。

#### (7) その他の新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ) 2030年6月13日(同日を含む。)までは、本新株予約権付社債権者は、(i)2029年9月30日までに終了する各暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額の150%を超えた場合、又は(ii)2029年10月1日以降に開始する各暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌暦年四半期の初日(但し、上記(i)の場合、2023年7月1日に開始する暦年四半期に関しては2023年9月28日とする。)から末日(但し、上記(ii)の場合、2030年4月1日に開始する暦年四半期に関しては2030年6月13日とする。)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①、②及び③の期間並びにパリティ事由(以下に定義する。)が生じた場合における下記④の期間は適用されない。

①(a)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継機関(以下「R&I」と総称する。)か

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

ら当社に付与された長期発行体格付が BBB (若しくは信用格付の区分が変更された場合はそれと同一等級の格付) 以下である場合、(b)R&I から当社に長期発行体格付が付与されなくなった場合、又は(c)R&I から当社に付与された長期発行体格付が停止若しくは撤回された場合の各期間

②当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間 (但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

③当社が組織再編等を行うにあたり、上記 (6) 記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

④当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日 (同日を含む。) から起算して東京における 15 連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のルクセンブルク及び東京における 3 営業日後の日から起算して東京における 5 連続営業日のいずれの日においても、(i)ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報 (BVAL) 若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人 (以下に定義する。) が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクロージング・パリティ価値 (以下に定義する。) の 98%を下回っているか、(ii)上記(i)記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値がクロージング・パリティ価値の 97%を下回っているか、又は(iii)上記(i)記載の価格若しくは上記(ii)記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいう。

「クロージング・パリティ価値」とは、(i)1,000 万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、(ii)当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。

「計算代理人」とは、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. をいう。

#### (8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等 (以下に定義する。) をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な (当社がこれを判断する。) 費用 (租税を含む。) を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。

また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

義務は、当社が財務代理人に対して下記7.(4)(ハ)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記(イ)記載の承継及び交付の実行日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引受又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

## 7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

300億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額

(2) 社債の利率

本社債に利息は付さない。但し、下記7.(6)に従い遅延利息が支払われることがある。

(3) 満期償還

2030年9月13日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は撤回することができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づく繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合は、以後本(イ)に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

#### (ロ) 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し当社が本新株予約権付社債の要項に定める特約に基づく追加額の支払義務を負い、かつ、当社が利用できる合理的な手段によってもかかる追加額の支払義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%で繰上償還することができる。但し、当該時点で本社債に関する支払期日が到来したと仮定した場合において、当社が当該追加額の支払をしなければならないこととなる最初の日に先立つ 90 日前の日より前にかかる通知を行うことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債の所持人は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債の所持人の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づく繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合は、以後本(ロ)に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

#### (ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が発生したが、(a)上記 6.(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、東京における 14 営業日以上前に事前通知した上で（かかる通知は、当該組織再編等が発生した日以降実務上可及的速やかに行うものとする。）、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還することができる。

上記償還に適用される償還金額は、上記 6.(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 200%とする（但し、償還日が 2030 年 8 月 31 日から同年 9 月 12 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記 6.(4)(ロ)記載の転換価額

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- (i) 当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）
- (ii) 資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）
- (iii) 会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）
- (iv) 株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）
- (v) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるもの

(二) 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii) 当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が上場を維持するよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 200%とする。但し、償還日が 2030 年 8 月 31 日から同年 9 月 12 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由（下記(ホ)に定義する。）が生じる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(二)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(二)記載の償還義務及び上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

#### (ホ) スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、かかる当社普通株式の取得日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該株式の取得日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする。但し、償還日が2030年8月31日から同年9月12日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

#### (5) 買入消却

当社は、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。なお、当社の子会社は、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に引渡すことができる。

#### (6) 債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する支払遅延、契約違反、当社又はその主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。以下同じ。)についての元本10億円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行、倒産手続の開始、倒産若しくは解散の命令、解散の決議、実質的な全資産の譲渡、支払停止、事業の停止(但し、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除く。)又は重要な財産に対する執行が生じた場合、本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより下記(9)記載の財務代理人に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、当該本社債につき期限の利益を失い、その額面金額に下記の遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

遅延利息は、債務不履行の日の午前11時現在の3ヶ月預金金利(本新株予約権付社債の要項に定義される。)と等しい年率を額面金額に乗じた額をいう。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債の券面は、本新株予約権付社債を表章する記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A.

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A.

(11) 社債の担保又は保証

本社債は担保又は保証を付さないで発行される。

8. 特約

(1) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国又はその他の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加額を支払う。

(2) 担保提供制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社は、外債（以下に定義する。）について、(a)外債に関する支払、(b)外債の保証に基づく支払、又は(c)外債に関する補償その他これに類する他の債務に基づく支払を担保することを目的として、外債の所持人の利益のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存在させないものとする。但し、(i)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を本新株予約権付社債にも同時に付す場合、又は(ii)本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券の形式の、又はそれらによって表章され、若しくは証される現在又は将来の債務のうち、①外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であつて、かつ②日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

9. 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

10. 上場取引所

該当事項なし。

11. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ご参考)

## 1. 資金の使途

### (1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約 600 億円の使途は以下を予定しております。

- ① 滋賀事業所における一般製造業・流通業向けシステム（インフラロジスティクス事業）及び半導体・液晶生産ライン向けシステム（クリーンルーム事業）等を中心とした工場生産設備の維持更新や増強のための設備投資資金として 2028 年 3 月末までに約 330 億円
- ② 海外子会社への投融資を通じた、米国、インドの工場の一般製造業・流通業向けシステム（インフラロジスティクス事業）における工場生産設備の増強のための設備投資資金として 2025 年 3 月末までに約 70 億円
- ③ 資本効率の改善及び株式数削減を通じた 1 株当たり株式価値の向上を図るとともに、新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和し、資金調達を円滑に実施するための自己株式取得資金として 2023 年 12 月末までに約 200 億円

なお、手取金総額から上記①乃至③の合計額を差し引いて残額が生じた場合には、2028 年 3 月末までに上記①及び②の資金使途に充当する予定です。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

## 2. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を最重要事項と位置づけ、剰余金の配当については、株主の皆さまへのさらなる利益還元を視野に入れて、親会社株主に帰属する当期純利益をベースとする業績連動による配当政策を取り入れるとともに、残余の剰余金については内部留保金として、今後の成長に向けた投資資金に充てる方針です。

2021 年 4 月にスタートした 3 カ年中期経営計画「Value Transformation 2023」では連結配当性向 30%以上と、成長投資による企業価値向上を目指しています。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年 2 回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会です。剰余金の配当を機動的に実施できるようにするため、「会社法第 459 条第 1 項（剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め）に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨、及び剰余金の配当基準日を 9 月 30 日と 3 月 31 日にする旨」を定款に定めています。

### (3) 内部留保資金の使途

上記 2 (1) を参照ください。

### (4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	85.71 円	94.90 円	109.11 円
1 株当たり年間配当金 (内、1 株当たり中間配当金)	80.00 円 (30.00 円)	90.00 円 (35.00 円)	110.00 円 (40.00 円)
実績連結配当性向	31.1%	31.6%	33.6%
自己資本連結当期純利益率	13.2%	13.1%	13.2%
連結純資産配当率	4.1%	4.1%	4.5%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。なお、期中平均株式数の計算において控除する自己株式には、「株式給付信託 (BBT)」に残存する当社の株式を含めております。
2. 2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。2021年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益を算定しております。なお、1株当たり年間配当金については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。
3. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、算出にあたっては上記の注2に記載の株式分割を勘案して計算しております。
4. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（連結純資産合計額から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
5. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。なお、算出にあたっては上記の注2に記載の株式分割を勘案して計算しております。また、1株当たり連結純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式には、「株式給付信託 (BBT)」に残存する当社の株式を含めております。

### 3. その他

#### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

#### (2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

#### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

##### ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

##### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
始 値	6,650 円	11,100 円	8,610 円 □2,410 円	2,531 円
高 値	13,500 円	11,550 円	8,820 円 □2,459 円	3,116 円
安 値	6,340 円	7,410 円	6,090 円 □2,391 円	2,349 円
終 値	10,840 円	8,790 円	7,260 円 □2,443 円	2,681.5 円
株価収益率 (連結)	42.2 倍	30.9 倍	22.4 倍	—

- (注) 1. 株価は、2022年4月3日以前は株式会社東京証券取引所市場第1部、2022年4月4日より株式会社東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それぞれ、決算期間（4月1日から3月31日まで）の始値、高値、安値、終値及び株価収益率(連結)を表示しております。
2. 2024年3月期の株価については、2023年8月28日現在で表示しております。
3. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、算出にあたっては2023年4月1日付で普通株式

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

1株につき3株の割合で実施した株式分割を勘案して計算しております。また、2024年3月期については、未確定のため記載しておりません。

4. 2023年3月期の□印は、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で実施した株式分割による権利落ち後の株価を示しています。

(4) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社を代表するNomura International plcの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行及び売渡し、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付、单元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割、当社の取締役及び執行役員に対する株式給付信託に基づく当社普通株式の売却、その他日本法上の要請による場合等を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。